

令和6年度版 **過疎対策の現況**

( 概 要 版 )

令和8年3月

総 務 省  
地域力創造グループ過疎対策室

## 目 次

1. 過疎対策のあゆみ	1
2. 過疎地域の概況	1
3. 人口の動向	2
4. 財政状況	4
5. 人材の確保・育成	5
6. 産業・雇用	6
7. 情報通信	7
8. 交通	8
9. 生活環境	9
10. 教育・文化の振興	10
11. 高齢化・福祉・医療	11
12. 過疎対策の現況	12

- ・ 過疎地域とは、
  - ①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「持続的発展法」という。）第2条第1項に規定する市町村又は第41条第1項により過疎地域とみなされる市町村（以下「過疎市町村」という。）の区域
  - ②持続的発展法第3条第1項若しくは第2項又は第41条第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む）の規定により過疎地域とみなされる区域（以下「一部過疎地域」という。）をいう。  
また、一部過疎地域を有する市町村を、以下「一部過疎市町村」という。
  - ③持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村（以下「みなし過疎市町村」という。）の区域
- ・ 過疎関係市町村とは、前記①、②又は③の区域を有する市町村をいう。
- ・ 統計資料中、過疎地域に係る数値は、前記①～③の区域に係る数値を使用している。  
また、これらの数値は、原則として各調査時点の過疎地域に係るものであり、これらの例によらない場合等は、その旨を示している。
- ・ 統計資料の数値は、所管省庁等の調査結果の基礎データを総務省において集計したものである。
- ・ 四捨五入のため、表中の数値の計算が合わないことがある。

## 1. 過疎対策のあゆみ

昭和30年代以降、日本経済の高度成長の過程で、農山漁村を中心とする地方の人口が急激に大都市に流出した結果、地方において一定の生活水準や地域社会の基礎的條件の維持が困難になるなど深刻な問題が生じた。

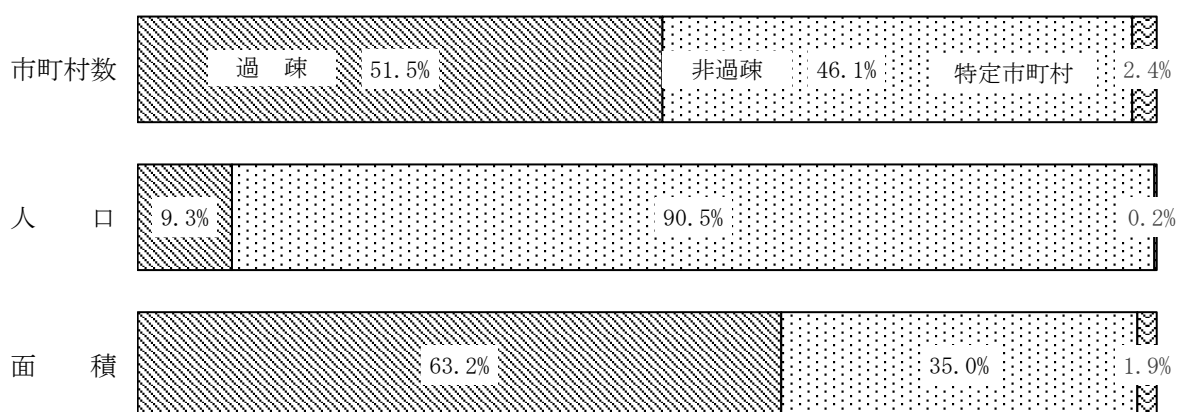
こうした人口減少に起因する地域社会の諸問題に対処するため、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法（以下「緊急措置法」という。）が制定されて以降、昭和55年には過疎地域振興特別措置法（以下「振興法」という。）、平成2年には過疎地域活性化特別措置法（以下「活性化法」という。）、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法（以下「自立促進法」という。）、令和3年には持続的発展法が制定され、地方公共団体において自主的な取組が行われるとともに、国においても財政、金融、税制等総合的な支援措置が講じられている。

## 2. 過疎地域の概況

### （過疎地域は国土の約6割、市町村数の半数近くを占める多様な地域）

過疎地域の人口は全国の9.3%を占めるに過ぎないが、市町村数では半数近く、面積では国土の約6割を占めている。

図表1 市町村数、人口、面積



（単位：団体、人、km<sup>2</sup>、%）

区分	市町村	人口	面積
過疎地域	885 (51.5)	11,668,630 (9.3)	238,675 (63.1)
非過疎地域	793 (46.1)	114,185,350 (90.5)	132,110 (35.0)
（非過疎地域のうち R3年度特定市町村）	41 (2.4)	292,119 (0.2)	7,191 (1.9)
全国	1,719 (100.0)	126,146,099 (100.0)	377,976 (100.0)

- （備考）
- 市町村数は令和7年4月1日現在であり、過疎地域の市町村数は過疎関係市町村数による。
  - 特定市町村は、「過疎地域自立促進特別措置法」では過疎地域として指定されていたが、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」では指定要件を満たさない地域をいう。
  - 人口及び面積は令和2年国勢調査による。一部過疎地域を含む。
  - 東京都特別区は1団体とみなし、市に含む。
  - （ ）は構成割合である。

### 3. 人口の動向

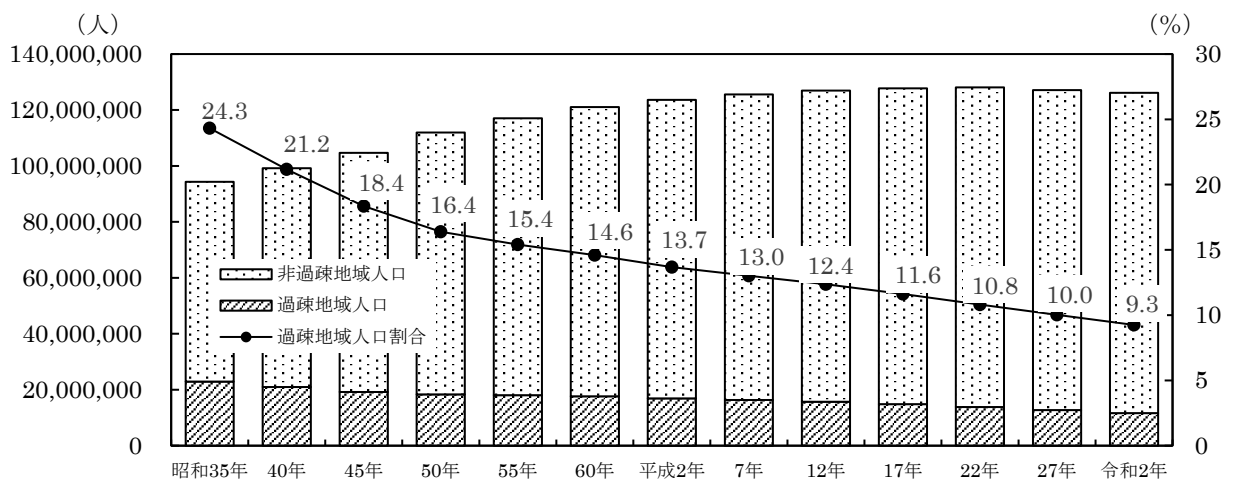
#### (1) 人口動態

##### (引き続き人口減少)

総人口に対する過疎地域の人口の割合の推移をみると、過疎問題が顕在化し始めた昭和35年には24.3%であったが、その後過疎地域の人口割合は減少し、令和2年には9.3%となっている。

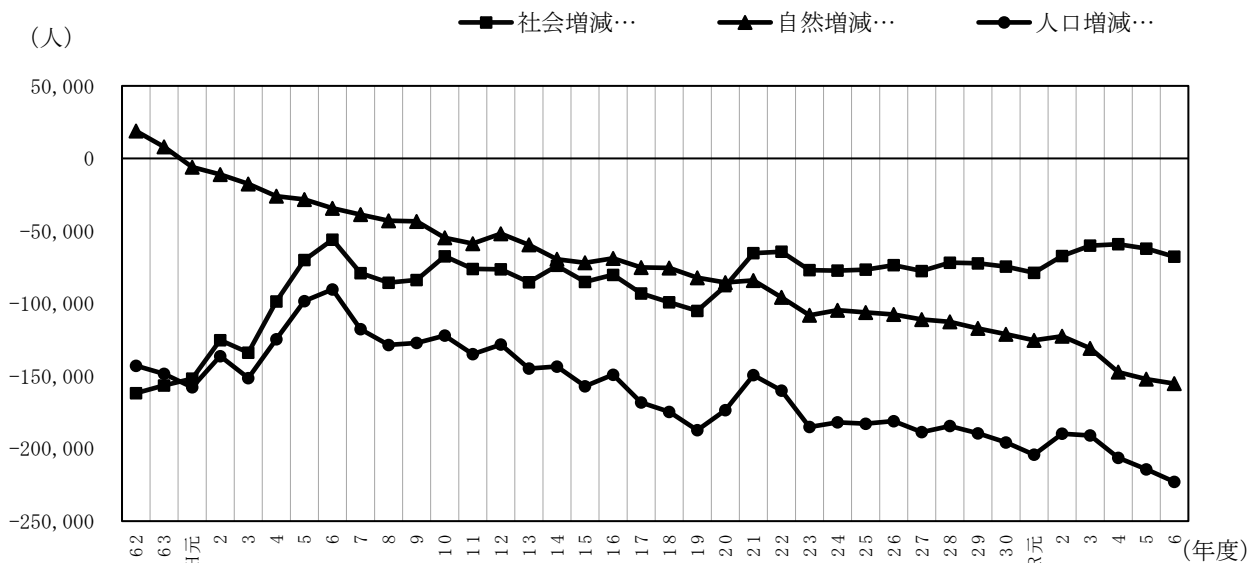
過疎地域の人口増減の要因を社会増減及び自然増減からみると、昭和63年度以前は自然増を上回る社会減による人口減少、平成元年度以降は社会減と自然減の両方が人口減少の要因となっている。また、平成21年度以降は、自然減が社会減を上回っている。

図表2 過疎・非過疎地人口の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、令和7年4月1日現在。  
 3 一部過疎市町村については、過疎地域と非過疎地域に分けて計上。

図表3 過疎地域における人口増減（社会増減と自然増減）の推移



- (備考) 1 総務省「住民基本台帳人口要覧」による。  
 2 過疎地域は令和7年4月1日時点であり、一部過疎地域を含まない。

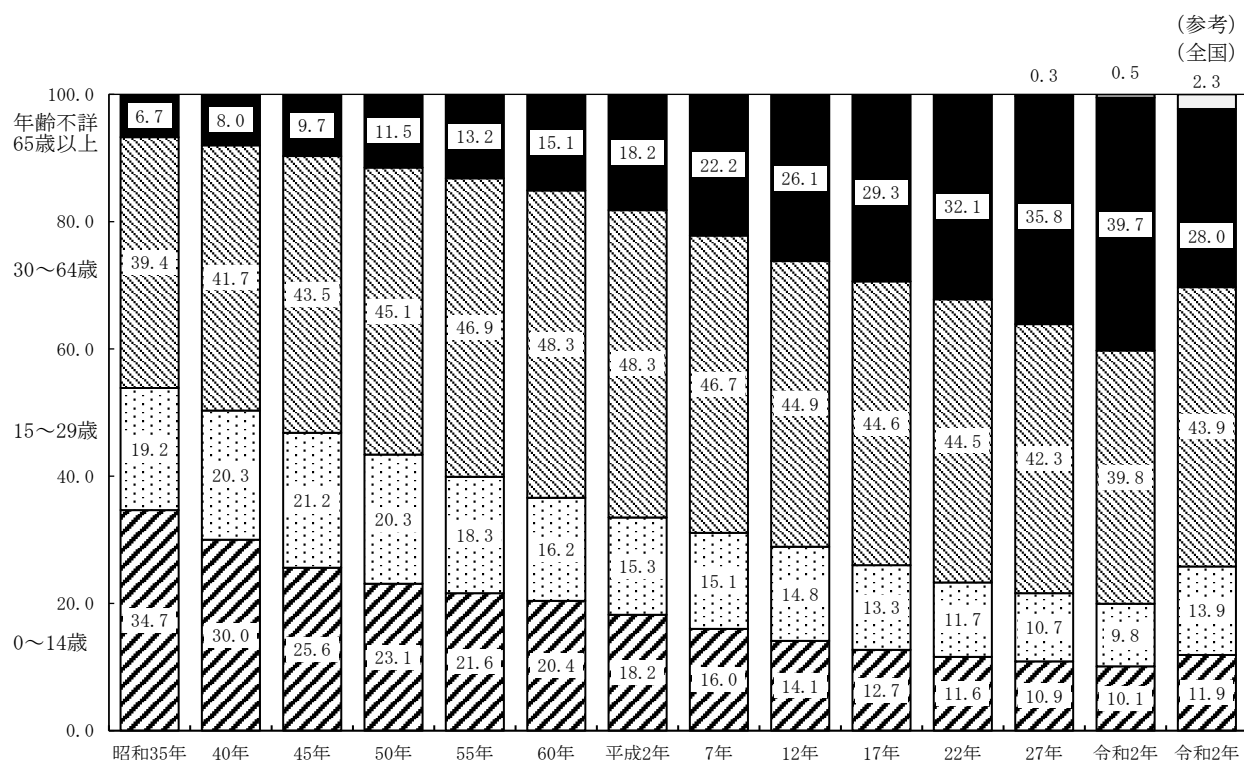
## (2) 人口構成

### (進行する高齢化)

昭和35年から令和2年までの年齢階層別人口の推移をみると、0歳～14歳の階層の構成比は34.7%から10.1%に大きく減少し、生産年齢人口である15歳～29歳の階層も減少している。一方、65歳以上の高齢者階層については、構成比が6.7%から39.7%へと大幅に上昇している。

令和2年の年齢階層別人口構成比を全国と比較すると、64歳以下の全ての年齢階層において、過疎地域の構成比は全国よりも低い。一方、65歳以上の高齢者階層の構成比は39.7%と、全国における構成比(28.0%)を11.7ポイント上回っている。

図表4 過疎地域の年齢階層別人口構成比の推移



(備考) 1 国勢調査による。

2 過疎地域は、令和7年4月1日現在であり、一部過疎地域を含まない。

#### 4. 財政状況

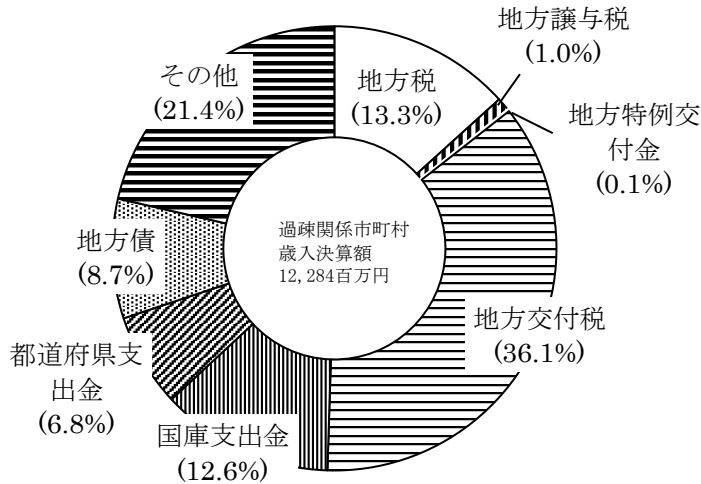
##### (自主財源に乏しく、脆弱な財政構造)

過疎関係市町村の歳入に占める地方税収割合は 13.3%で、全国の 30.8%に比べて著しく低い。

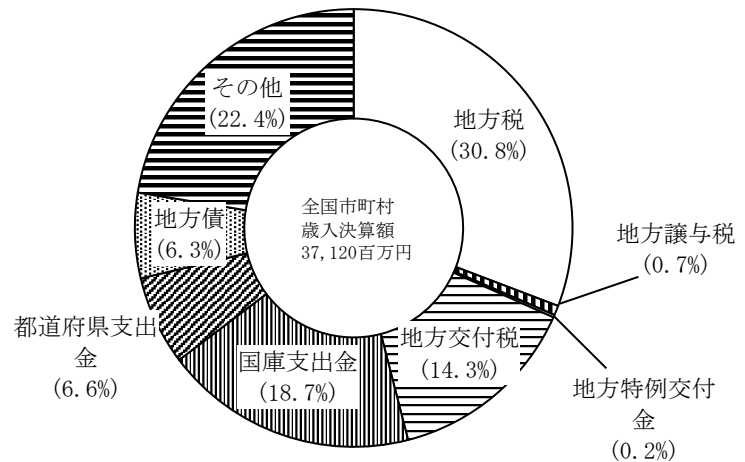
また、市町村の財政力を示す指標である財政力指数をみると、令和5年度における全国の平均は0.48であるのに対し、過疎関係市町村の平均は0.25となっている。

図表5 令和5年度 市町村歳入決算の状況

過疎関係市町村 1団体当たり決算



全国市町村 1団体当たり決算



- (備考) 1 総務省「令和5年度地方財政状況調査」による。  
2 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。

図表6 財政力指数段階別過疎関係市町村数

(単位：団体、%)

		令和4年度	令和5年度
過疎関係市町村	0.1未満	11 (1.5)	13 (1.8)
	0.1以上0.2未満	207 (28.5)	215 (29.6)
	0.2以上0.3未満	258 (35.5)	260 (35.8)
	0.3以上0.4未満	181 (24.9)	177 (24.3)
	0.4以上0.5未満	69 (9.5)	59 (8.1)
	0.5以上	1 (0.1)	3 (0.4)
	団体数合計	727 (100.0)	727 (100.0)
	平均値 A	0.26	0.25
全国平均値 B	0.49	0.48	
B - A	0.23	0.23	

- (備考) 1 総務省「地方財政状況調査」及び「地方交付税等関係計数資料」による。  
2 過疎関係市町村は、令和7年4月1日現在。  
3 全国平均値は特別区の値を含む。  
4 過疎関係市町村には、一部過疎市町村は含まない。  
5 ( ) は団体数合計に対する構成比である。  
6 平均値は単純平均である。

## 5. 人材の確保・育成

### (地域おこし協力隊・集落支援員)

過疎地域における地域おこし協力隊数は5,846人であり、全隊員の73.9%を占めている。また、過疎地域における集落支援員数は専任2,091人、兼任2,426人であり、それぞれ全支援員数の79.4%、80.3%を占めている。

図表7 過疎地域における地域おこし協力隊員の人数

区 分	活用市町村数	隊員数
過疎地域	804	5,846 (73.9%)
非過疎地域	372	2,064 (26.1%)
全 国	1,176	7,910 (100.0%)

- (備考) 1 総務省調べによる。  
 2 令和6年度特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。  
 3 過疎地域は、令和7年4月1日現在。

図表8 過疎地域における集落支援員の人数

区 分	専 任		兼 任	
	活用市町村数	人数	活用市町村数	人数
過疎地域	321	2,091 (79.4%)	99	2,426 (80.3%)
非過疎地域	88	543 (20.6%)	28	595 (19.7%)
全 国	409	2,634 (100.0%)	127	3,021 (100.0%)

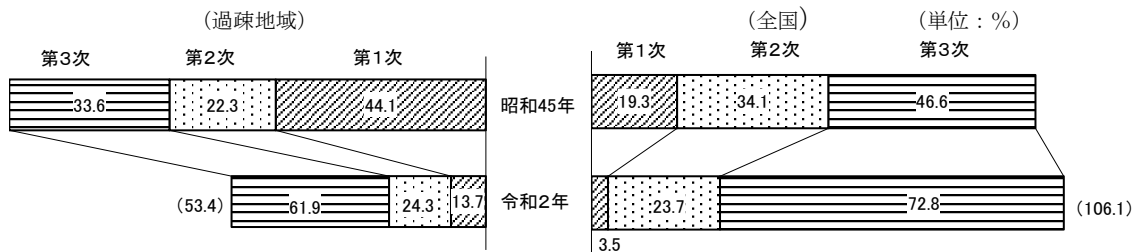
- (備考) 1 総務省調べによる。  
 2 令和6年度特別交付税の算定に用いた人数を基に作成したものである。  
 3 都道府県による活用集落支援員は除く。  
 4 過疎地域は、令和7年4月1日現在。

## 6. 産業・雇用

### (第二次、第三次産業就業者が約8割)

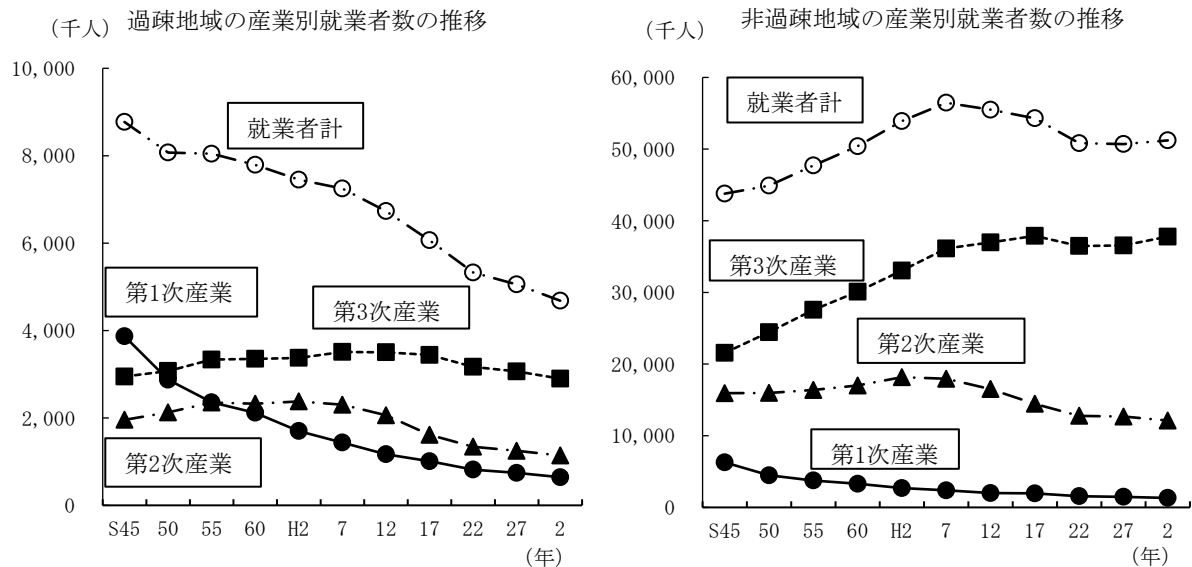
産業別就業人口割合をみると、過疎地域においてかつて中核的な産業であった第一次産業就業者は昭和45年～令和2年の50年間に大きく減少し、現在では、第二次・第三次産業就業者が8割以上を占めている。

図表9 産業別就業人口及び構成割合の変動状況



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 ( ) は昭和45年の就業人口を100とした時の指数。  
 3 過疎地域は、令和7年4月1日現在。  
 4 令和2年の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。  
 5 総数には分類不能産業を含まない。

図表10 産業別就業者数の推移



- (備考) 1 国勢調査による。  
 2 過疎地域は、令和7年4月1日現在。  
 3 平成17年については、一部過疎地域のうちデータが取得できない190区域を過疎地域から除いている。  
 4 平成22年以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

## 7. 情報通信

### (依然格差はあるものの改善しつつある情報通信整備)

過疎地域における携帯電話サービスエリアカバー率については、平成 19 年度の 98.1%に対して、令和 6 年度は 99.975%となっており、全国との格差はほぼ改善されている。光ファイバの世帯カバー率についても、94.7%と全国の 96.1%となっており、全国との格差はほぼ改善されている。

図表 11 携帯電話サービスエリアカバー率（夜間人口ベース）の状況

		過疎地域	全 国
平成 19 年度	エリア内	98.1	99.8
	エリア外	1.9	0.2
令和 6 年度	エリア内	99.975	99.996
	エリア外	0.025	0.004

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 過疎地域、サービスエリアカバー率は各年度末時点。  
 3 令和 6 年度（令和 6 年 3 月 31 日時点）より、調査研究の内容変更に伴い、数値の算出基準を自治体回答から事業者回答へ変更となっている。

図表 12 光ファイバの整備状況

区 分	光ファイバの世帯カバー率
過疎地域	94.7%
全 国	96.1%

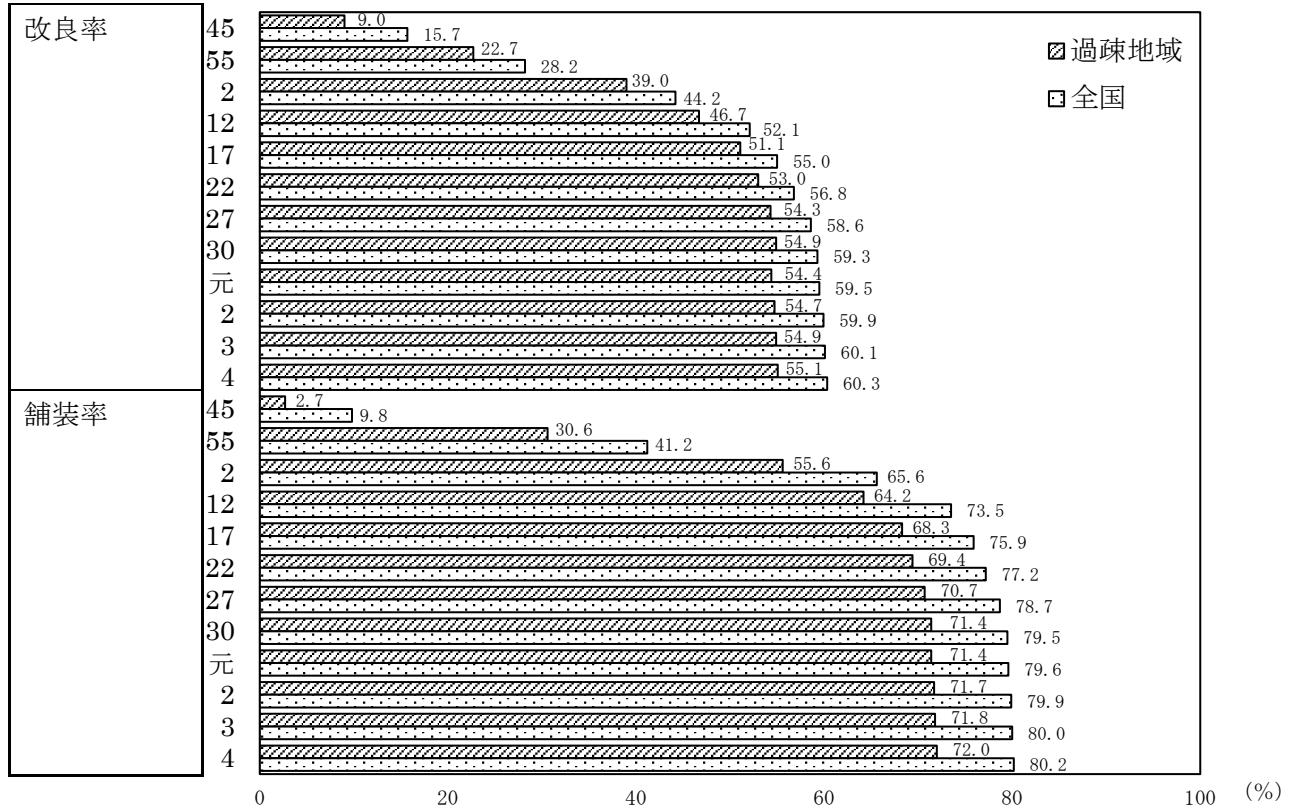
- (備考) 1 令和 6 年 3 月末の整備状況について推計したもの（総務省調べ）。  
 2 世帯カバー率は、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯で除したもの（小数点第 3 位以下を四捨五入）。  
 3 サービスエリアカバー率の推計手法を見直しているため、従来のブロードバンド基盤整備率調査の数値と直接比較することはできない。

## 8. 交通

### (依然格差はあるものの改善しつつある交通・通信整備)

市町村道の整備水準については、改善されてきているが、未だに改良率・舗装率ともに全国との間には格差がある。

図表 13 市町村道の整備状況



- (備考) 1 平成17年度までのデータは、総務省「公共施設状況調査」等による。平成22年度以降の「改良率」及び「舗装率」のデータは国土交通省の資料を基に総務省が作成したものである。
- 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータが取得できない286区域を過疎地域から除いている。また、平成22年度以降のデータは一部過疎地域を含まない。

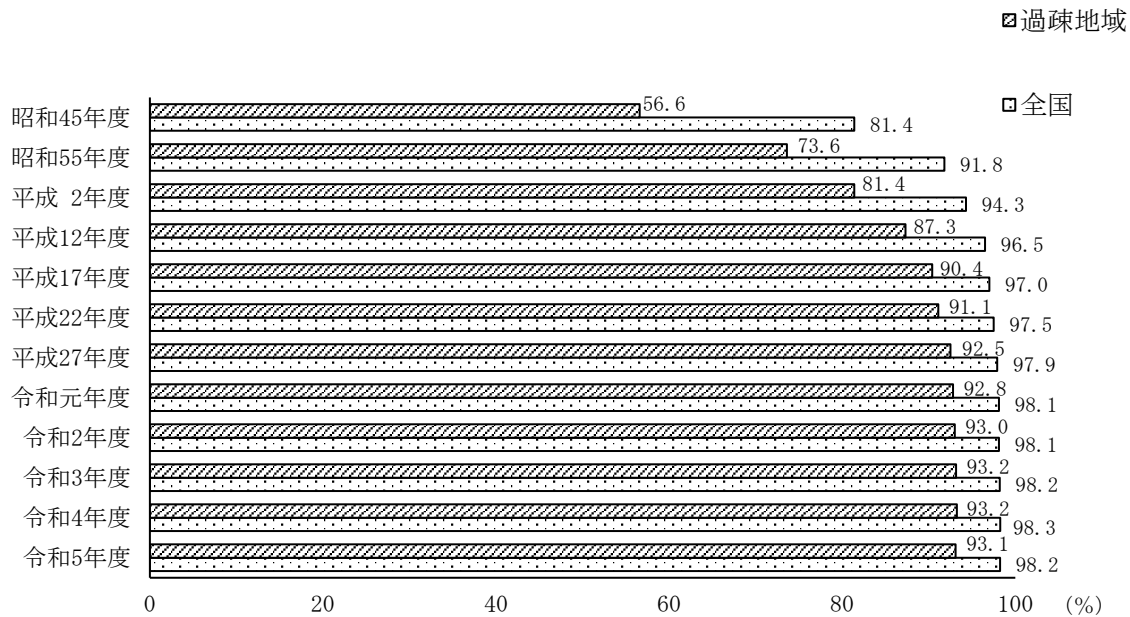
## 9. 生活環境

### (依然残る生活基盤の格差)

生活環境等の整備状況を見ると、水道普及率については、全国との格差は縮小しているものの、未だ5.1ポイントの開きがある。

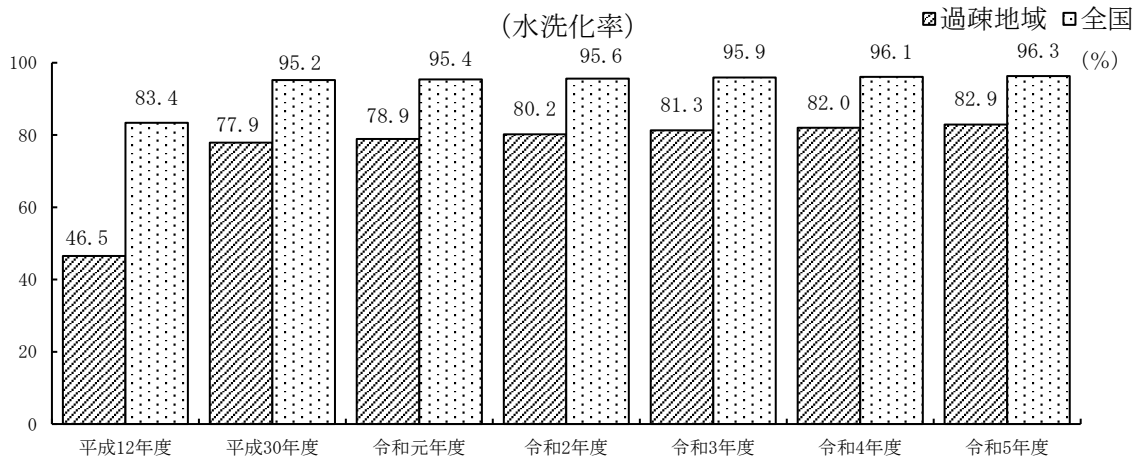
水洗化率については改善されてきているが、令和5年度において全国96.3%に対して過疎地域82.9%となっている。

図表 14 水道普及率の推移



- (備考) 1 平成17年度までは、総務省「公共施設状況調査」等による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成22年度以降は、日本水道協会「水道統計」によるものであり、過疎地域に一部過疎地域を含まない。また、水道普及率には専用水道を含む。

図表 15 水洗化人口の状況



- (備考) 1 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」による。  
 2 ( )内は水洗化人口の構成割合である。  
 3 過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

## 10. 教育・文化の振興

### (義務教育の状況)

小中学校1学校当たりの児童数及び生徒数を全国比較すると、令和5年度において、過疎地域の小・中学校1校あたりの児童数は112人、生徒数は118人となっており、それぞれ全国と比較して、大幅に少ない。

図表 16 義務教育の状況

項目	単位	平成17年度		平成22年度		平成30年度		令和6年度		
		過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	過疎地域	全国	
小学校	学校数	校	4,475	22,606	4,602	21,713	3,479	19,591	3,263	18,506
	児童数	人	489,718	7,067,832	521,016	6,869,318	410,890	6,312,251	366,532	5,826,352
	1学校当たり児童数	人	109	313	113	316	118	322	112	315
中学校	学校数	校	1,970	10,154	2,125	9,982	1,819	10,270	1,714	9,033
	生徒数	人	266,524	3,312,007	284,271	3,270,582	215,858	2,983,705	202,939	2,866,304
	1学校当たり生徒数	人	135	326	134	328	119	291	118	317

- (備考) 1 平成17年度は、総務省「公共施設状況調査」等、平成22年度以降は、文部科学省「学校基本調査」による。  
 2 平成17年度については、一部過疎地域のうちデータを取得できない275区域を過疎地域から除いている。  
 3 平成17年度以降の過疎地域は、一部過疎地域を含まない。

## 11. 高齢化・福祉・医療

### (着実に整備が進むが依然残る福祉・医療の格差)

過疎地域における人口1万人あたりの専門科別医師数は、耳鼻いんこう科(0.3人)、産婦人科・産科(0.3人)が少ない。

無医地区を有する市町村数について、昭和53年の1,168地区から令和4年には481地区へと減少しているが、非過疎市町村と比較して減少のペースは鈍く、無医地区の80%以上が過疎地域に存在している。

※無医地区とは、医療機関のない地域で、当該地区の中心的な場所を起点として、概ね半径4kmの区域内に50人以上が居住している地域であって、かつ容易に医療機関を利用することができない地区をいう。

図表17 主な専門科別医師

(単位：人)

	総数	内科	小児科	外科	産婦人科・産科	耳鼻いんこう科
過疎地域	15,590	7,373	693	1,384	395	307
人口1万人当たり	13.4	6.3	0.6	1.2	0.3	0.3
全 国	331,092	120,293	18,009	25,531	11,690	9,330
人口1万人当たり	26.2	9.5	1.4	2.0	0.9	0.7

	眼科	臨床研修医	その他
過疎地域	559	488	4,391
人口1万人当たり	0.5	0.4	3.8
全 国	13,436	18,257	114,546
人口1万人当たり	1.1	1.4	9.1

- (備考) 1 厚生労働省「令和6年医師・歯科医師・薬剤師調査」による。  
 2 過疎地域は、一部過疎地域は含まない。  
 3 人口は令和2年国勢調査による。

図表18 無医地区の状況

(単位：箇所、%)

区 分		昭和 53年 10月	昭和 59年 10月	平成 6年 9月	平成 11年 6月	平成 16年 12月	平成 21年 10月	平成 26年 10月	令和 元年 10月	令和 4年 10月	S53 ~R4 増減率
過疎 市町村	無医地区数	1,168	887	725	715	621	565	574	522	481	△ 58.8
	無医地区を有する市町村数	555	463	389	368	312	203	219	206	191	△ 65.6
非過疎 市町村	無医地区数	582	389	272	199	165	140	63	79	76	△ 86.9
	無医地区を有する市町村数	323	230	156	127	97	86	37	34	34	△ 89.5

- (備考) 厚生労働省「無医地区等調査」による。

## 12. 過疎対策の現況

過疎対策事業債は、都道府県及び過疎関係市町村計画に基づき、過疎地域の自立促進、振興・活性化・持続的発展等に資する事業として、ハード・ソフトの両面から幅広くかつ総合的に実施されている。

令和6年度の持続的発展計画における項目別実績額をみると、「産業の振興」が全体の28.6%を占めており、以下、「交通施設の整備、交通手段の確保」(21.6%)、「生活環境の整備」(18.6%) となっている。

図表 19 過疎対策事業における項目別事業費の実績額

(単位：億円、%)

区分	産業の振興	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	生活環境の整備	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	地域文化の振興等	集落の整備	その他	合計
緊急措置法 (S45～54)	17,524 (22.2)	39,197 (49.6)	8,945 (11.3)		953 (1.2)	9,470 (12.0)		190 (0.2)	2,739 (3.5)	79,018 (100.0)
振興法 (S55～H元)	48,257 (27.8)	85,942 (49.5)	17,983 (10.4)		2,457 (1.4)	17,085 (9.8)		412 (0.2)	1,534 (0.9)	173,669 (100.0)
活性化法 (H2～11)	106,604 (29.3)	142,673 (39.3)	64,057 (17.6)	11,308 (3.1)	6,211 (1.7)	24,864 (6.8)		1,186 (0.3)	6,384 (1.8)	363,286 (100.0)
自立促進法 計 (H12～R2)	161,899 (29.8)	173,470 (32.0)	101,060 (18.6)	34,595 (6.4)	17,845 (3.3)	38,392 (7.1)	5,483 (1.0)	3,398 (0.6)	6,492 (1.2)	542,634 (100.0)
合計 (S45～R2)	334,283 (28.9)	441,282 (38.1)	192,045 (16.5)	45,903 (4.0)	27,466 (2.4)	89,812 (7.7)	5,483 (0.5)	5,186 (0.4)	17,148 (1.5)	1,158,608 (100.0)

区分	定住・移住・地域間交流の促進、人材育成	産業の振興	地域における情報化	交通施設の整備、交通手段の確保	生活環境の整備	子育て環境の確保、高齢者等の保険及び福祉の向上及び増進	医療の確保	教育の振興	集落の整備	地域文化の振興等	再生可能エネルギーの利用の推進	その他	合計	
持続的 発展法	実績 (R3)	544 (1.1)	14,428 (28.6)	1,613 (3.2)	19,154 (38.0)	5,756 (11.4)	3,204 (6.4)	1,066 (2.1)	2,061 (4.1)	292 (0.6)	362 (0.7)	177 (0.4)	1,707 (3.4)	50,364 (100.0)
	実績 (R4)	714 (1.9)	12,961 (34.5)	513 (1.4)	8,868 (23.6)	5,756 (15.3)	3,542 (9.4)	1,126 (3.0)	2,421 (6.5)	320 (0.9)	370 (1.0)	277 (0.7)	662 (1.8)	37,530 (100.0)
	実績 (R5)	751 (1.9)	13,546 (34.4)	573 (1.5)	8,375 (21.3)	6,545 (16.6)	3,650 (9.3)	1,287 (3.3)	3,058 (7.8)	292 (0.7)	356 (0.9)	272 (0.7)	696 (1.8)	39,401 (100.0)
	実績 (R6)	902 (2.3)	11,249 (28.6)	544 (1.4)	8,501 (21.6)	7,332 (18.6)	3,776 (9.6)	2,263 (5.8)	2,964 (7.5)	432 (1.1)	354 (0.9)	379 (1.0)	662 (1.7)	39,358 (100.0)
合計	2,911 (1.7)	52,184 (31.3)	3,243 (1.9)	44,898 (26.9)	25,389 (15.2)	14,172 (8.5)	5,742 (3.4)	10,504 (6.3)	1,336 (0.8)	1,442 (0.9)	1,105 (0.7)	3,727 (2.2)	166,653 (100.0)	

- (備考) 1 総務省調べ。  
 2 ( )は構成比である。  
 3 端数処理の関係で合計が一致しないことがある。  
 4 緊急措置法、振興法において合算されている「生活環境の整備」及び「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の実績額は、合計欄では「生活環境の整備」として集計している。  
 5 緊急措置法、振興法、活性化法において合算されている「教育の振興」及び「地域文化の振興等」の実績額は、合計欄では「教育の振興」として集計している。  
 6 平成28年度は九州北部豪雨で被災した福岡県朝倉市を除く。  
 7 平成29年度は西日本豪雨で被災した愛媛県宇和島市、大洲市を除く。  
 8 令和元年度は令和2年7月豪雨で被災した熊本県球磨村を除く。

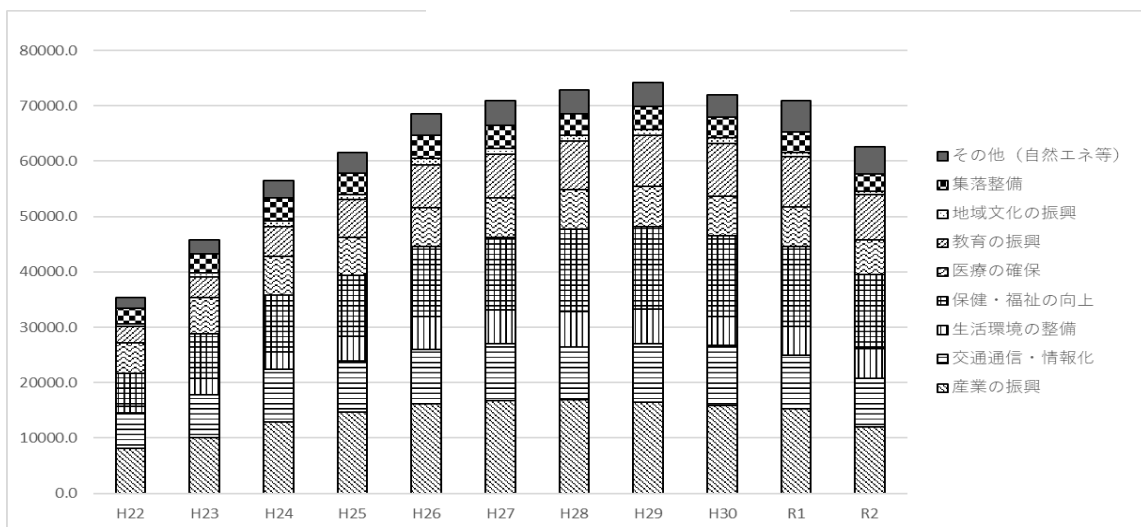
図表 20 過疎対策事業債の状況

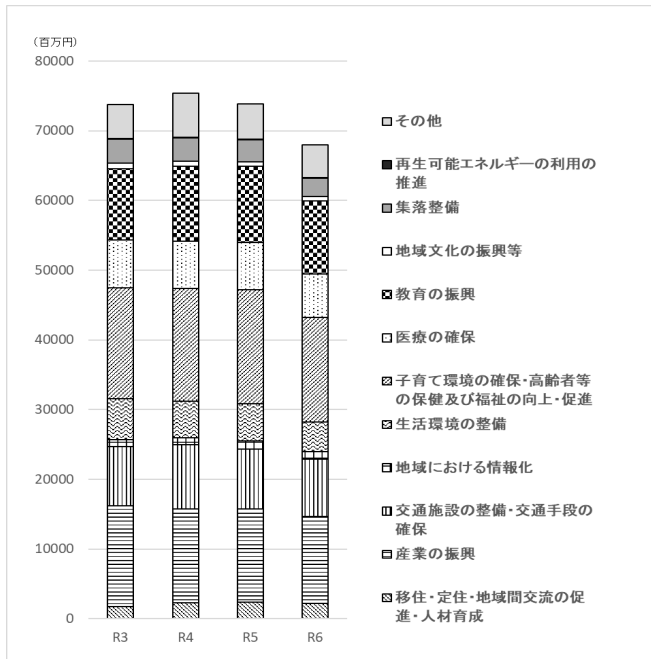
(単位：百万円)

年度区分	地方債計画額	発行(予定)額	うちソフト分発行(予定)額	限度額	活用率
	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	単位：百万円	
(緊急措置法) 昭和45年度～54年度	655,800	665,687	-	-	-
(振興法) 昭和55年度～平成元年度	1,632,000	1,642,999	-	-	-
(活性化法) 平成2年度～平成11年度	3,146,900	3,151,897	-	-	-
(自立促進法) 平成12年度～平成21年度	3,063,800	2,759,937	-	-	-
(改正自立促進法)					
平成22年度	270,000	228,111	37,905	66,207	57.3%
平成23年度	290,000	258,859	45,782	70,207	65.2%
平成24年度	311,500	297,540	56,559	72,688	77.8%
平成25年度	313,900	287,987	61,587	74,542	82.6%
平成26年度	372,800	345,179	68,621	76,874	89.3%
平成27年度	424,000	383,242	70,923	76,900	92.2%
平成28年度	440,900	400,266	72,888	76,358	95.5%
平成29年度	456,100	411,457	74,181	76,429	97.1%
平成30年度	462,600	426,365	71,995	74,448	96.7%
令和元年度	471,400	450,614	70,925	73,066	97.1%
令和2年度	470,000	446,571	62,526	73,344	85.3%
小計	4,283,200	3,936,191	693,892	811,063	85.6%
(持続的発展法)					
令和3年度	500,000	419,842	73,768	75,957	97.1%
令和4年度	523,200	491,719	75,424	77,293	97.6%
令和5年度	563,600	548,315	73,887	74,799	98.8%
令和6年度	573,000	558,258	67,946	72,588	93.6%
令和7年度	591,600	-	-	-	-
小計	2,751,400	2,018,134	291,025	300,637	96.8%
合計	15,533,100	14,174,845	984,917	1,111,700	88.6%

※地方債計画額について、国の補正予算等に伴い、改正がある年度においては改正後の額としている。

図表 21 過疎地域自立促進特別事業及び過疎地域持続的発展特別事業(ソフト分)の内訳  
事業分野別発行(予定)額





事業分野別発行（予定）額構成比率

(改正自立促進法)	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
産業の振興	23.2	21.9	22.8	23.7	23.6	23.5	23.2	22.3	22.1	21.5	19.2
交通通信・情報化	17.9	16.9	16.9	15.1	14.3	14.6	13.1	14.1	15.1	13.7	13.9
生活環境の整備	3.3	6.4	5.6	7.3	8.8	8.6	8.8	8.4	7.3	7.4	8.7
保健・福祉の向上	16.7	17.8	17.9	17.9	18.3	18.4	20.4	20.1	20.1	20.3	21.3
医療の確保	15.8	14.1	12.6	10.9	10.2	10.0	9.8	9.9	9.9	10.1	10.0
教育の振興	8.3	8.3	9.5	11.1	11.3	11.1	12.0	12.5	13.3	12.7	13.1
地域文化の振興	1.3	1.5	1.7	1.5	1.7	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2	0.9
集落整備	8.1	7.6	7.3	6.4	6.1	5.9	5.3	5.5	5.3	5.3	5.1
その他（自然エネ等）	5.4	5.5	5.7	6.0	5.8	6.3	6.0	5.8	5.6	7.9	7.8
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(持続的発展法)	R3	R4	R5	R6
移住・定住・地域間交流の促進・人材育成	2.3	3.0	3.2	3.2
産業の振興	19.6	17.8	18.1	18.4
交通施設の整備・交通手段の確保	11.5	12.2	11.6	12.1
地域における情報化	1.4	1.3	1.6	1.7
生活環境の整備	7.9	7.0	7.3	6.2
子育て環境の確保・高齢者等の保健及び福祉の向上・促進	21.6	21.4	22.1	22.0
医療の確保	9.3	9.1	9.2	9.3
教育の振興	13.8	14.2	14.8	15.4
地域文化の振興等	1.1	1.0	0.9	0.9
集落整備	4.6	4.4	4.2	3.9
再生可能エネルギーの利用の促進	0.1	0.2	0.1	0.1
その他	6.6	8.4	6.9	6.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0